

令和2年 7月31日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英



神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生



特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木 暢



令和3年度障害福祉サービスに関する神奈川県への要望

神奈川県におかれましては、障害児者の暮らしを守るため特段のご配慮をいただき感謝申し上げます。「ともに生きる」社会の実現のためには、官民一体となりその実現に柔軟的に取り組むことが重要です。現在、未曾有の新型コロナウイルスの影響もありますが、「福祉先進県神奈川」として、独自性ときめ細やかな施策が継続されることを強く望み、次の事項について要望いたします。ご検討をよろしくお願い申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症の対策について(新規)

世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、現在も首都圏を中心には新規の感染者が報告されており、未だ終息の兆しは見えておりません。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、発生から今までサービス提供を継続しています。

神奈川県としては、国庫補助事業を活用した「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」「新型コロナウイルス感染確認施設代替要員確保等事業」「短期入所協力施設(陰性対応)」「ケア付き宿泊療養施設(陽性反応)」を事業化し、積極的な連携を呼びかけられていることは望ましいことと思っております。それを受けて県内の多数の社会福祉法人が応援職員の登録に協力しているところです。

つきましては、これらの事業が現実に発動される状況になった場合及び想定内の準備として、以下のとおり要望いたします。

- ① 応援職員、代替職員については具体的、迅速な調整機能、マッチング対応を望むと共に、感染施設へ派遣する応援職員の安全確保と十分な金銭補償をお願いします。
- ② 集団感染が発生した際に対応できるように福祉施設への衛生用品、医療用品の優先的支給をお願いします。
- ③ 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所できるよう、医療体制の整備をお願いします。また必ず感染施設への専門医療スタッフの派遣をお願いします。

- ④ 本来であれば、福祉施設関係者全員に対して PCR 検査を希望するところですが、濃厚接触者、感染の疑いと診断された者、国の示した症状を呈した者に対して PCR 検査の迅速な対応をお願いします。
- ⑤ 利用者の介護者であるご家族が PCR 検査で陽性と判明した場合、濃厚接触者である利用者も PCR 検査の結果が出るまでは入院できるよう対応していただきたいと思います。休日・夜間であっても対応ができるような仕組みを作ってくださるようお願いします。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。今後も感染症の長期化が予測されるため、引き続き柔軟な対応をお願いします。
- 以上、国庫補助のみならず神奈川県としても上乗せする十分な財源の確保をお願いします。

2 障害福祉の人材確保について(継続・一部新規)

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として、やりがいのある業務である一方、それに見合う給与体系、待遇等の確保が現制度では困難であります。よって待遇改善を図り賃金向上を目指す必要があります。つきましては、障害福祉の人材確保について以下のとおり要望いたします。

- ① 「福祉・介護職員待遇改善加算」並びに「特定待遇改善加算」の更なる増額、仕組みの簡素化、事務員・運転手・調理員等職種の拡大を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いします。合わせて相談支援専門員も支給対象に加えていただきたい。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策としてのコロナ慰労金は、対人援助が原則である福祉現場の3密を避けられない状況の中で、感染予防に留意しながら対応している負担に対して支給されるものと認識しています。今後もこの対応は続けなければならないものです。よって、この慰労金が一過性の補助金で終わらず、福祉職員の待遇改善につながる恒久的な財源として維持されること、基本報酬に組み込まれることを望みます。
- ③ 人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある神奈川県での働き方等)
- ④ 障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するための福祉機器やロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。
- ⑤ 外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いします。また、外国人人材の受け入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。
- ⑥ 障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発

信していく取組みを共にお願いしたいと思います。また、将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

3 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について(継続)

県所管域の障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあります。2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫補助に加え県独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続から仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

今後の施設整備に欠かせない制度であります民間社会福祉施設整備借入償還金補助については、改めて推進いただきたくお願いします。

4 福祉型障害児入所施設の移行支援等について(継続)

高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、令和3年(2021年)3月末日までが、みなし規定の期限となっています。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。

5 障害者地域生活サポート事業について(継続)

平成18年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて14年が経過しました。この事業は、平成26年度から交付金化され、市・県1/2負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により実施状況に格差が生じています。昨年度までの事業メニューの実施率は、約23%と低い状況です。

- ① この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また、広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。
 - ② 平成31年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがあります。しかし、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。
- 今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

6 障害者グループホームについて(継続)

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。障害者地域生活サポート事業と合わせてこの事業の補助水準の維持とさらなる充実をお願いします。また、グループホームの家賃補助が全県に行きわたるよう働きかけ、市町村格差の是正をお願いします。

7 障害のある方の就労支援について(継続・一部新規)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就労継続支援B型事業所等の実施する生産活動は、受注や販路等が減少し、従前の工賃支払いが難しい状況にあります。また、そこで働く障がいのある人についても、国の実施する雇用調整助成金の対象とはならないため、生活水準の維持が難しい状況にあります。つきましては、一定の期間について工賃保障にかかる補助制度を創設していただけるよう要望します。

例として「海老名市」並びに「さいたま市」では、福祉サービスの支給決定を受けた通所利用者の工賃について、対象期間内で減額した分の8割程度を補助する制度を創設しています。

8 「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」について(新規)

津久井やまゆり園事件の裁判に伴い、様々な経緯を経て、6月26日に委員10名で構成される「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会(以下、支援推進検討部会)」が設置されました。

つきましては、この「支援推進検討部会」について以下のとおり要望いたします。

- ① 神奈川県の障がい福祉は、利用者と共に1994年に作成した「あおぞらプラン」を基本に、ご本人中心、ご本人主体の人権、権利擁護の取組みを進めてきています。知事が改めて言う「利用者目線の支援」は、まさしく「あおぞらプラン」で既に理念として示され、実践されてきていることはご理解願いたいと思います。
- ② 神奈川県の障がい福祉は、入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方が、必要な時期に、必要な支援を選べることが大事であります。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活の拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。神奈川県内の入所施設は県立、指定管理、民間と役割分担をしています。このような神奈川県の福祉サービスがさらに有機的に連携し、加齢児等を含めて入所調整できるようなシステム構築の検討をお願いします。
- ③ 障害者支援施設は、障害支援区分が高い高齢、重度の方が多く利用されています。特に強度行動障害の方の支援については、健康安全面から身体拘束の必要性が生じる場合があります。3原則のクリア、ご家族の同意、必要に応じて医師の意見書をもらう手続きを経ることになりますが、身体拘束を必要最小限に抑えるためには人員体制、設備、日課等がどうあるべきかについて検討していただきたいと思います。当事者及びその周囲の方たちが安全・安心に過ごせる生活環境について検討をお願いします。

以上、検証をふまえた未来志向の障害者支援施設の在り方を議論していただきたいと思います。

9 国への要望事項(新規)

令和3年度(2021年度)報酬改定に伴い、国のヒアリングが始まっているところですが、障害者総合支援法の障害福祉サービス事業について、次の通り要望いたします。国への申し入れをよろしくお願ひします。

① 食事提供体制加算について

食事提供体制加算の廃止により利用者の経済的負担が増えることは、特に障害基礎年金のみで生活する利用者の生活を経済的に圧迫することになり、バランスの取れた食事をとる機会を失う可能性もあります。よって、食事提供体制加算の継続をお願いします。

② 送迎加算について

平成30年度より燃費性能の向上を理由に単位数が減らされました。送迎に利用している車両維持費のコストを調査した上で報酬単価の見直しをお願いします。

10 その他

黒岩知事が表明されたとおり、「福祉先進県かながわ」の名聲を取り戻す機運を高めていただき、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、福祉施策の推進を念願いたします。

また、神奈川県は、県域、3政令指定都市、1中核市を抱える特殊性があり、県内においての地域格差是正に配慮願います。また、その特殊性と共に都市型障害福祉に係る人件費、不動産、建設費等の経費増の課題に対して理解を求め、施策にも反映できるよう国への要望をお願いします。

以上